

本件原子炉のある「愛媛の空が危うい」

次に本件原子炉が設置されている地域の上空が、如何に危険に満ちているかを示し、本件安全審査がそうした本件原子炉上空の危険な状況を見落としているかを指摘したい。

愛媛新聞社発行の「えひめ雑誌」96年6月10日号は「愛媛の空が危うい！／米軍機墜落や騒音被害・・・／住民の不安に拍車」との見出しで、次のように書いている。

「早明浦ダム上流への墜落事故後、愛媛県は阿部茂企画調整部長を外務省に派遣し、伊賀知事名で『原発上空飛行禁止と低空飛行訓練の中止の米軍への働きかけ』などを要請した。高知県や徳島県でも中止を求めていた。だが、外務省は事故後の会見で、『米軍が日本に駐留している以上、必要とする訓練を行うことは、政府としては認めるべきだ』と発言。事故後の1995年に飛行回数が増えていていることをみても、知事名の要請が聞き届かれていないのは明白だ」と。

被告らが、本件安全審査で「航空機の墜落や爆撃、砲撃の辞意を想定する必要はない」と判断した」とする理由の一つに上げている。「航空機の航行に関しては、航空法上、最低安全高度以下での飛行が禁止されている上、原子力関係施設については、その付近上空の飛行を避けるべく行政指導がおこなわれており、米軍機においても一般国際法上の原則に従い、しかるべき配慮を払うことになっている」との主張が、いかに虚構に満ちたものであるか明白である。言い換れば、被告らの本件安全審査が如何に、いい加減で作りごとに等しいものかということだ。

「えひめ雑誌」は、愛媛の空が危ういと、再度警告を発している。本年9月9日号にお

いて、「普天間基地・給油部隊の岩国移転計画／愛媛の上空依然好転せず／『空が危うい』（1996年6月号）その後」と題した記事を報じている。

記事は、沖縄県の米軍普天間基地の全面返還計画にともない、同基地所属の空中給油機部隊が、米軍岩国基地に移転する計画が進められている。さらに、米軍岩国基地の滑走路などの拡大計画が進められていること、同基地所属の米軍機が、本件原子炉施設近くに墜落したことや基地周辺などにも相次いで墜落していることに触れた後、「県内に基地はなくとも、その影響を受け続けているのだ」と、強調している。

強調しておくが、1996年6月、1998年9月の2冊の「えひめ雑誌」は、共に記事のカット写真は、本件原子炉施設近くに墜落炎上した米軍の大型ヘリコプターの写真を使っている。これは、如何に多くの人が本件原子炉施設近くへのヘリコプター墜落に大きなショックを受けたかを物語るものである。

（以下次号に続く）

会計報告('98.11/1~11/30)

収入

ニュース講読料	22,000
コピー代	5,740
計	27,740
<hr/>	
ニュース印刷代	25,350
郵送料	8,140
振替手数料	350
計	33,840
差引	-6,100
積立金合計	1,886,809

伊方訴訟ニュース

第304号

1998年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 TEL 530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-363-2112 口座 00930-0-48780

島根原発

敷地から2.5キロに活断層確認 ここでも通産省が早々と安全宣言

さる8月17日、中国電力は次のように発表した。「4月から実施していたトレントン調査の結果、島根原発敷地から2.5キロの地点を東西に走る活断層を確認した。断層によって、今から約1万2千年前にできた地層は切られていたが、3千年前の地層は切られていないので、この間に動いたと推定される。ただ、断層の長さが8キロなので、動いた時の地震はマグニチュード6.3と推定され、島根1、2号炉に対する耐震設計地震動以下に収まるので、安全上問題はない」と。

島根原発の南部地域では、地形変化の観察から、すでに1970年代から、地質学者によつて活断層の存在が指摘され、周辺住民からも、活断層の存在を無視したまま1、2号炉を設置・建設することについて、その不当性が追及され続けてきた。しかし、中国電力は一貫して、耐震設計上問題になる活断層は存在しない、と突っぱねてきていた。

しかし、阪神大震災後に、周辺住民の不安が高まる中で、3号炉増設を押し進めようとしている中国電力は、ようやく活断層の調査を始め、その結果、今回の発表となった。それで、周辺自治体も含め、地震に対する不安

が一挙に噴き出している。マスコミの報道も「伊方原発以上に近い距離の活断層」などと問題の重大さを指摘している。

伊方の場合は、「敷地沖合にA級活断層を確認できた」との岡村教授の報告で、事態は一変したが、島根の場合は、先手を取つて電力会社が調査をし、通産省とも事前の打ち合せをやつた上で、公表したのであろう。その証拠に、中国電力が発表してから10日後に通産省の調査団が早々と現地調査を2日間実施し、その場で「安全上問題はない」と発表する手回しの良さであった。

中国電力と通産省の手口は、次の2点である。
①活断層の長さを、航空写真などの不確かな証拠だけで、8キロと断定して、安全審査も認めた耐震設計地震動以下に押さえ、
②古い文献に記載された「活動度はB、C級である」との推定を、そのまま拝借し、耐震設計の重要度分類AクラスのうちのASクラスの施設・設備についてだけ活断層地震の地震動を考慮しておけばいいと、耐震設計を過小評価している。

しかし、ここでも地質学者が立ち上がっており、島根大学の山内靖喜教授は、「今回確

認された断層は、以前から存在を指摘されていた長さ 26 キロの宍道断層の一部であり、不十分な調査のままで、安全宣言するのは間違っている」との警告を発している。

一方、島根県は、中国電力発表の直後には、「推定では困る、もっと調査を」と抗議していたが、通産省の「お墨付き」が出るや、「問題はない」と態度を一変している。そして、そうした中で中国電力と通産省は、島根 3 号炉についての「一次ヒアリング」を 11 月 11 日に強行した。多くの参加者から出された活断層の不安に対して、中国電力側は、「安全上問題はなく、これ以上の調査も必要ない」と突っぱねた。

しかし周辺住民や周辺自治体の不安は収まらず、「1、2 号炉の運転差し止め」要求運動も含めた反対は続くと予想されている。

原告準備書面

(航空機墜落・飛来物 四)

1998 年 9 月 18 日提出

(要約 その 1)

日本政府は日本の原子炉が外国から攻撃される想定をしていた

1981 年 6 月 7 日、イランの原子炉がイスラエルからのミサイルの攻撃目標となり、現実にミサイルがイランの原子炉に打ち込まれた事件は、全世界に大きな衝撃を与えた。

このことは、原告らが 1984 年 3 月に提出した準備書面で明らかにし、同時に、本件原子炉もイランの原子炉と同様に、他国から爆撃、砲撃を受ける恐れがある事を指摘している。その上で、本件安全審査ではこうした事実、恐れを想定することなく審査している、

と本件安全審査のズサンを指摘してきた。

ところが、我が国でも本年 8 月 31 日に、こうした 16 年前のイランの恐怖を彷彿させる事件が起きた。

9 月 1 日の新聞、テレビは一斉に「朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮と呼ぶ）が、日本海に向けてミサイルを発射した。その一部は日本列島上空を飛び越えて、太平洋上に落ちた」というものだった。日本政府や国会は相次いで北朝鮮に抗議の申し入れや決議を行った事態になった。

北朝鮮は、ミサイルではなく人口衛星を打ち上げたと発表し、ミサイルを強く否定している。しかし、日本政府は米国、韓国と共に、北朝鮮はミサイルを発射し、それが日本列島上空を通過したとの見方を崩していない。

真実はどちらにあるにしても、外国から発射されたミサイルで日本列島を攻撃される、ミサイルを打ち込まれる、言い方をかえれば、上空から攻撃、砲撃されかねないとの恐怖や不安を抱いたのは事実である。

しかし、外国からのミサイル、あるいは兵器で日本が砲撃される一と日本政府が恐れを抱いたのは、今回が初めてではない。その上本件原子炉と同じ日本の原子力発電所が外国の攻撃目標にされることまで想定している。

元外交官で、外務省の初代原子力課長の金子熊夫さんと言われる方が書かれた「日本の核・アジアの核」（1998 年）には、次の三つのシナリオが記述されている。

「シナリオ①中国が日本を核で恫喝、シナリオ②朝鮮半島から日本に発射されたミサイル、シナリオ③北朝鮮の特殊部隊が敦賀原発を奇襲」

そのうちシナリオ③では、「米国と日韓両国が共同で 1994 年と同じ様に、北朝鮮に

軍事制裁措置の発動準備をはじめたことに対して、北朝鮮が先制攻撃のひとつとして、日本の原子力発電所を攻撃目標にして攻撃をしかけた。福井県敦賀市に密集する関西電力の美浜原発沖に北朝鮮の特殊部隊が進入し、原発に向って対戦車砲を数発連続発射した」と想定されている。

重要なのは、このシナリオ③は「1994 年 4 月、5 月に総理官邸が中心になって、密かに検討していたシミュレーションのひとつをもとにしている」と明記していることだ。省庁部署は違っても、被告らも属する日本政府が、本件原子炉のような国内の原子炉が、外国から爆撃、砲撃されることを想定していたことが明るみに出たことだ。

過去には「三矢作戦」も表面化し問題になつた

本件原子炉は、外国からの砲撃、攻撃目標にされる危険性はきわめて高いと、被告らの身内である日本政府そのものが想定している。こうした事実に対して、本件安全審査は審査しているのか。

被告らは、このように被告ら自身、それなくとも被告と同じ政府機関が、本件原子力発電所と同じ原子炉が、他国からの攻撃目標になることを想定しているにもかかわらず、「本件原子炉に攻撃や砲撃の想定をする必要はない」と断じ、想定する必要がないとする根拠や資料などは、何も示していない。

前述したような、我が国が外国から爆撃、砲撃されるシミュレーションが、本件原子炉設置許可の処分が行われた 1977 年以前にも描かれていたことは、米ソ二大大国が核実験を繰り返し、緊張が高まっていた当時の国

際情勢からして、容易に想像できる。ちなみに、1965 年 2 月の国会では、中国、北朝鮮が共同して韓国を攻撃したことから日本も防衛体制に参戦するとした、いわゆる「三矢研究」が表面化している。

こうした現実の事件、語られている話を想定することもなく、無視した本件の安全審査は、およそ現実の出来事を考慮、調べた安全審査とは言えず、審査の名に値しない。

交通規制や警察の指導があれば、事故は起きないというのか

ところで、被告らの「航空機の墜落や爆撃、砲撃の事態を想定する必要はないと判断した」理由、主張は次の通りだ。

①異議申し立てに対する処分通知書で、「敷地周辺に飛行場はもちろんのこと定期航空路も存在していないことを確認しており、また、運輸省航空局においても、原子炉施設付近の上空の飛行はできる限り退けるよう指導しているので、伊方 2 号炉上空を航空機が飛行することは極めてまれであり、航空機の墜落による伊方 2 号炉に影響が及ぶことは考えられない」と。

②被告準備書面（11）の 12 頁に、原告の求釈明に対して「本件安全審査においては、本件原子炉格納容器に対する爆撃、砲撃の事態を想定する必要はないと判断した」と答えている。

③昭和 59 年 6 月 29 日被告提出の準備書面で、「過去 15 年間の岩国を基地とした米軍機、自衛隊機の飛行コースを示せ」との原告の求釈明に「把握していない。本件原子炉施設及び付近上空は、米軍機及び自衛隊機の訓練区域にはなっていない」と答えている。

④平成元年1月19日提出の副本において、2頁から3頁にかけて「原告らが主張するように航空機の落下は審査していない旨主張しているものではない」と主張している。

平成4年2月4日提出の被告の準備書面(30)の(四)において、「航空法上、最低安全高度以下での飛行が禁止されている上、原子力施設については、その付近上空の飛行は避けるべく行政指導が行われており、米軍機においても一般国際法の原則に従い、しかるべき配慮を払うことになっている。被告は、このような航空機の飛行に係わる法的規制等を踏まえ、さらに本件原子炉の敷地周辺には飛行場はなく、また、上空に定期航路も通っていないことを確認した上で、本件原子炉への航空機の墜落については、想定する必要がないと判断したのである。したがって、本件安全審査において航空機からの審査をしていないとする原告らの右主張は理由がなく、失当である」と。

以上が、被告らが本件原子炉への航空機の墜落、砲撃、攻撃を「想定する必要がない」とした趣旨である。

つまり、法が制定されていることや、行政指導がなされたり、一般国際法の規則などがあるから本件原子炉敷地に飛行機が墜落する事故や爆撃、砲撃の事態を想定する必要はない、としているのである。

こうした被告らの主張は、「交通法規が充実しているから、警察の指導があるから交通違反者は出ない。事故も起こりえない」と主張しているに等しい。現実を無視して、ただ机上の文言を見ただけの、およそ非科学的で、短絡的な主張だ。

そもそも、被告らの主張する「本件安全審

査においては、本件敷地付近に飛行場はなく、また、上空には定期航空路も通っていないので本件原子炉への航空機の墜落事故を想定する必要はないと判断した」ことが間違のないものであれば、本件原子炉近くに米軍のヘリコプターが墜落することもなかった。

本件原子炉近くに米軍のヘリコプターが墜落したことは、被告たちの主張に大きな過ちがあったことを何よりも明確に示した出来事にはかならない。

付言しておくと、被告らが本法廷に示そうとしたとした現行法の一つ「日米地位協定」の存在も、被告らの証人、安全審査会調査委員の石川迪夫北海道大学教授は、原告らの反対尋問に「知らない。始めて知った」と答弁し、さらに、「審査には航空機の専門家もいなかったと思う」と証言している。本件原子炉の飛来物の安全審査に関わった者の知識、関係者はそんな実態である。そんな本件安全審査が、本件原子炉に「航空機の墜落や爆撃、砲撃の事態を想定する必要がないと判断した」のである。こうした審査が、どれほどの説得力があるか。ズサン極まりない審査であることは一目瞭然である。

大学や住宅地など、所構わず、過去から現在まで、飛行機の墜落は頻発している

本年2月3日、イタリアで訓練中の米軍ジェット機がロープウェイのロープを切断、ゴンドラが墜落し20人が死亡するという大惨事が起きた。ロープウェイのロープを切断するというのは、危険を顧みず如何に低空を飛行していたかということを物語っている。が、同じようにロープを切断される事故は我が国でも起きている。1987年8月15日、奈良

県戸津川村で林業作業用のロープが、米軍機に切断された。幸い、死者やけが人は出なかったが、この事件も、我が国でも米軍機が山間に吊しているロープを引っ掛けるほど低く飛んでいたかの証拠である。

米軍機の危険性は何も山間や人里離れた場所で起きている訳ではない。1968年6月4日には、訓練中の米軍ジェット機が福岡市にある九州大学で建設中の工学部の鉄筋ビルに突っ込んだ。死者やけが人は出なかったが、隣接の校舎にはコバルト60が保管されており、もし、その校舎に米軍機が突っ込んでいたら、福岡県はコバルト60に汚染され、人が住めなくなったおそれがあった。

さらに、1977年9月27日には神奈川県横浜市緑区の住宅地の民家に米軍ジェット機が墜落。この時は、家に居た幼い兄弟が重傷を負い、後に死亡した。また、事故の治療で入院生活を送っていた母親も5年後に、子供たちを追うようにして死亡している。

1988年6月に本件原子炉敷地近くに落ちた米軍ヘリコプターの事故を見ても明らかのように、米軍機は住宅地であろうが市街地であろうが、原子力発電所であろうが、おかまいなく墜落している。つまり、眼下の建物、人々の危険を顧みることなく市街地や本件原子力発電所などの上空を飛び回っているということである。こうした危険性が過去の本件原子炉近くへの米軍ヘリの墜落や、住宅地へのジェット機の墜落という現実となって現われているといえる。

こうした事実は、被告らが主張する「外国軍は、駐留国において、その公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものである」ということが一般国際法上の原則となっている」

との主張が、全く絵に書いたモチであることを物語っている。一般国際法上の原則がまもられているのなら、イタリアや、我が国の九州大学の建物に突っ込むこともなく、横浜市民7人が死亡する不幸な出来事も起こり得なかつたはずである。

1988年6月に本件原子炉敷地近くに米軍ヘリコプターが落ちて以後、四国でも米軍ジェット機の墜落事故が相次いで起きている。米軍ヘリの墜落1年後には、前述した野村ダムに、1994年10月には高知県の土佐村の早明浦ダムにやはり米軍ジェット機が墜落している。わずか7年間に3度も米軍機が墜落しているのである。

過去に本件原子炉周辺の愛媛県下に、如何に多くの米軍機と自衛隊機が墜落しているかは、原告は甲7号証の2で示しているが、先に示した3件の米軍機の相次ぐ墜落事故を考え合わせると、本件原子炉は飛行機の墜落の危険に晒されていることの証しではないか。

さらに付け加えておくと、本件原子炉が立地されている西宇和郡伊方町の隣接の保内町、三崎町には、相次いで米軍のヘリコプターが中学校や民家近くに不時着している。さらに、1997年1月と11月には、本県越智郡朝倉村や波方町の住宅地近くや港岸壁に相次いで不時着している。

これらは墜落ではない。が、不時着という事態も、そう再々は起こり得ることではない。こうしたことを考え合わせると、本件原子炉近くの上空は如何に多くの米軍機が飛び交っているかを物語る出来事であるといえる。

本件安全審査は、こうした事実の把握さえしていないし、考慮さえしていない。